

内閣人第二〇三号

案 平成一四年一〇月一五日

裁可 平成 年月日

平成 年月日

施行 平成 年月日

平成 年月日

平成 年月日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣総務官



内閣総務官



片山 国務大臣

坂口 国務大臣

石破 国務大臣

福田 国務大臣

森山 国務大臣

大島 国務大臣

石原 国務大臣

細田 国務大臣

川口 国務大臣

平沼 国務大臣

鴻池 国務大臣

細田 国務大臣

塩川 国務大臣

扇 国務大臣

竹中 国務大臣

細田 国務大臣

遠山 国務大臣

鈴木 国務大臣

谷垣 国務大臣

細田 国務大臣

最高裁判所長官山口 繁は裁判所法第五十条の規定により十一月三日定年退官となりますので、

その後任として、内閣は最高裁判所判事町田 顯を最高裁判所長官に指名し、左のとおり閣議

決定の上上奏致したい。

最高裁判所判事 町田顯

最高裁判所長官に任命する

裁判所										年号	月	日	事項	町田顯	
昭和五〇	二	一七	最高裁判所事務総局經理局主計課長を免じる	最高裁判所											
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局經理局總務課長を命ずる	最高裁判所	五九	五九	最高裁判所事務総局經理局總務課長を命ずる	最高裁判所	五二	五二	五二	五二	五二	五二	
九	一	七	内閣法制局參事官（二部）に併任する	内閣法制局	六	二	内閣法制局參事官（二部）に併任する	内閣法制局	二	二	二	二	二	二	
一一	一	一五	内閣法制局參事官（二部）に併任する	内閣法制局	一五	二一	内閣法制局參事官（二部）に併任する	内閣法制局	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	内閣	法務省	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	内閣	法務省	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	内閣	法務省	内閣

5丁		裁判所		年号	月	日	事	項	最高裁判所	町田顯
リ	五	昭和六一	九二二							
リ	三	平成元	五二四	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる						
リ	八	平成元	七一八	最高裁判所事務総局経理局長を命ずる						
リ	千葉地方裁判所判事に補する	リ	平成元年七月三日	出発	リ					
リ	甲府家庭裁判所長を命ずる	リ	平成元年七月十七日	帰着	リ					
リ	兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する	リ	最高裁判所事務総局経理局長を免ずる							
リ	甲府地方裁判所判事に補する	リ	甲府地方裁判所長を命ずる							
リ	兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する	リ	甲府家庭裁判所長を命ずる							

6 丁

